令和5年3月31日

令和5年度宗像市産後ケア業務の運用について

宗像市子ども家庭課

平素より、母子保健事業におきまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

宗像市産後ケア業務委託の内容については、仕様書にもあります通り、１．母体管理及び生活面の指導　２．乳房管理、乳房トラブルに関する相談　３．授乳指導　４．沐浴指導　５．乳児の発育・発達に関する相談　６．乳児の体重・排泄の観察　７．乳児のスキンケアに関する相談　８．育児不安等に関する相談　９．その他母子の必要とする保健指導としています。

拡充して取り組んで参りましたが、市の業務委託としてのケアの範囲について、明文化していなかったため、混乱を招いてしまうこともありました。そのことを受けて、福岡県内のいくつかの市町村にも確認し、本市の事業としての在り方を踏まえて、産後ケアの範囲を整えました。

市の産後ケア事業では、助産師の資格にて行えるケアについて業務委託をいたします。

母体の管理については、疲労の回復や育児不安の軽減、児への愛着形成を目的としてケアを実施していただきますようお願いします。

皆様から質問が多い休息については、疲労回復のためのものとして、基本的には睡眠と考えていただきますようお願いします。児が人見知り等で母親と離すことが難しい場合を除いて、母親から睡眠の希望がない場合も、短時間は子どもを預かり睡眠や母親が一人で過ごす時間を促してください。

また、乳房マッサージや母親の心を落ち着かせるため、コミュニケーションのための軽いタッチングやボディマッサージは業務委託の範囲で可能ですが、その他のよもぎ蒸し、オイルマッサージ、温熱療法や整体等の助産師の資格を越える施術については、産後ケア業務委託外になります。他市町村では、委託業務時間以外で実施とされていることがほとんどですが、産後ケア事業を卒業された後に、予約を受ける日が少なく、予約が取りづらいこともあると伺っていますので、施設独自のメニューについては、業務委託時間内で受けていただき、別料金の自己負担とさせていただきます。ただし、委託業務外のメニューは委託業務時間内で行ってもかまいませんが、市の保険は適応外となります。基本的には、自宅でできる体操や工夫（セルフケア）についてご指導ください。

また、市のチラシや案内等おいても、産後ケア業務委託外のメニューについては自己負担額が生じることを伝えていきますが、各施設におきましても、自己負担が発生するメニューについては予約時に利用者に十分なご説明をお願いたします。

方法について、ガイドラインには「個別型」と「集団型」がありますが、現在、宗像市の委託料には、助産師1人が利用者1人を5時間対応するための人件費や環境整備費等を算定しているため、個別型の仕様となっています。集団を行う場合は利用者1人に助産師1人の対応をとっていただくようお願いいたします。今後、集団用の委託料の新設も検討予定です。

他者との交流が必要な母子については、子育て支援センターや地域の子育てサロン、サークル、各助産院で行われているイベント等をご紹介ください。